

広報

麻生

平成元年 1 月 15 日 発行

No. 410
'89 1



消防団出初式



麻生町民憲章

- 歴史を大切にし、文化を高め
明るい町をつくりましょう。
- 自然に親しみ、
水と緑の美しい町をつくりましょう。
- きまりを守り、
ふれあいのある町をつくりましょう。
- 健康で働き、豊かな町をつくりましょう。
- 地域活動に進んで参加し、
住みよい町をつくりましょう。

主な内容

- 年頭のあいさつ……………P 2
- 第 4 回定例議会……………P 4.5
- 保健婦だより……………P 6
- 国保からのお知らせ……………P 7

住民参加の

町づくりを



麻生町長

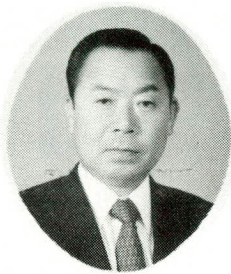
小沼 幸藏

新春にあたり、皆様の益々の御健勝と御活躍を心からお祈り申し上げます。

地方自治体を取りまく情勢は年々厳しさを増しておりますが、麻生町といたしましては、二十一世紀を展望した町づくり、人づくりを目指し、たくましく生きる水辺の里の実現に向けまして、具体的な諸施策を推進しております。昨年は、行政運営にあたりまして、各方面で皆様の御理解御協力を賜り深く感謝申し上げます。特に、転作関係ではこれまでの水田農業確立対策事業に加えて米需給均衡化緊急対策事業が導入され、町に

また、多様化する住民のニーズに対応し、あわせて行政運営の効率化を図るため、水道課の設置など役場内機構の一部改革を予定しております。「明るく住みよい町づくり」は、住民参加の町づくりを推進することによってこそ成し得るものと考えて次第であります。町行政に対しましての御助言を今後ともよろしくお願いいたします。

住民のニーズをとらえた 議会活動を



麻生町議会議長

高橋 章

年頭にあたり町議会を代表し、つつしんで新年のご挨拶を申し上げます。

私ども議会もおかげをもちまして、大過なく越年することが出来ました。これもひとえに町民各位のご支援とご協力の賜であると、心から感謝の意を表する次第であります。顧みますれば、麻生町も町村合併以来三十有余年、町執行部はもとより、当議会においてもその議権の伸張と町民福祉の増進を目的として歩んでまいりました。しかしなが

ら、最近国の行政改革に伴う補助金等の大幅削減により地方自治体の財政にあたる影響は年々その厳しさを増し、今後更に深刻化してくるものと思われまふ。この様な状況のなかで、町民の皆様方のニーズにこたえ、生活の安定、福祉の増進等を図って行くには、今後更に幾多の重要問題に取りくんでゆかなければなりません。とくに農業行政、教育行政、ならびにかねてから懸案であった都市計画による街づくり、又最近とくに皆

様方の感心のたかい環境施設整備事業の推進等に重点をおいた施策を講じて行かなければならないと考えております。これらの諸問題の解決を図ることが今後我々に課せられた責務であり、関係機関と相まって最大の効果があがるよう努力する覚悟であります。年頭にあたり、いささか所感をのべるとともに町民の皆様方のご健勝と益々のご繁栄をお祈り申し上げご挨拶いたします。

大行天皇の崩御に際し

謹しんで哀悼の意を

表します

麻生町

今年巳年

今年巳年、すなわち蛇年です。蛇は、十二支のなかの唯一の爬虫類ですが、古くは恐竜、現代では亀やトカゲ、ワニなどの仲間です。

蛇と聞いただけで、嫌悪感をもよおす人もいます。ところが、それは多分にあのグロテスクな姿のせい。脚部の退化・消失してしまった細長いからだ、S字型を書くようにくねくねと動く様子は、蛇独特のものです。

ご心配には及びません。内臓も体に合わせて細く伸びているほか、腎臓など本来は左右にあるべきものが、前後に位置を占めておさまっているそうです。

蛇は、古来、恐れられ排斥される一方で、崇拜と畏敬の対象でもありました。日本では、神のお使い、あるいは神そのものと思われていた様子が、古典や伝説、昔話に多くみられます。

例えば、沼や池の主を大蛇とみて雨ごいをする風習は全

農業委員選挙の日程決まる

任期満了に伴う、麻生町農業委員会委員一般選挙が下記の日程で執行されます。

- ◆選挙告示日 3月20日(月)
- ◆選挙投票日 3月25日(土)
- ◆選挙する人員 16名
- ◆投票できる人

投票できるのは、選挙当日に農業委員会委員選挙人名簿に登録されている者で、下記の主要条件のいずれにも該当する方です。

(昭和63年3月31日に確定した名簿)

- ① 麻生町に住所を有する者
- ② 10a以上の農地の耕作業務を営む者、並びにその同居の親族及び配偶者。
- ③ 昭和63年3月31日現在において、年齢が満20歳以上の者。
- ④ 耕作業務日数が年60日以上ある者。

◆立候補予定者の説明会

期 日 3月11日(土)
会 場 麻生町役場

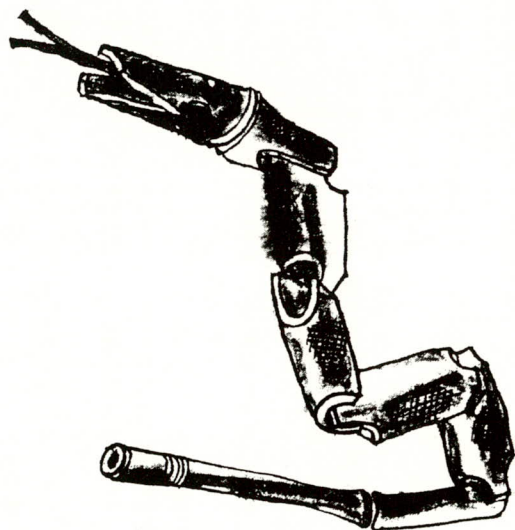
※詳しくは、総務課内選挙管理委員会まで

国的にあるといわれます。また、白い蛇を家の神とする信仰も各地にみられます。

ところで、蛇は集団をつくらないといわれます。蟻などのような社会組織や集団生活の例は、まったく知られていないということです。いつも「ひとり」で孤独な生活をしていきます。そのため、異性と出会う機会がたいへん困難だということ。ちよつときさびしい話ですね。

ところで、蛇は、生きていく間ずっと成長し続けます。発育にともなって、古い皮は三か月に一度定期的に脱ぎ捨てられ、新しいのを取り換え

られる——脱皮です。お正月を機に今年こそは新しい試みをと、脱皮を心がけておられる方、うまくいくといいですね。



昭和62年度

一般会計・特別会計の決算認定される

一般会計歳出は、33億8千6百万円に

第四回定例町議会

水道事業の設置や

運動広場の整備も

麻生町議会第四回定例会が、十二月十九日から五日間の会期で開かれました。町では、昭和六十二年度の各会計予算の決算・町の課設置の改正・水道事業の設置など十九件の議案を提出し、すべて原案どおり議決されました。

〔議案第四十二号〕

麻生町職員定数条例の一部を改正する条例

町職員の定数を十二名増やす本条例案については、総務委員会に審議が付託されていましたが、総務委員長から可決と決した旨の報告があり、議決されました。

〔議案第四十三号〕

昭和六十三年年度町づくり特別対策事業麻生町民運動広場スポーツ施設整備工事請負契約について

この請負契約を締結するにあたり、町条例の規定により議会の議決を求めたものです。
○契約方法 指名競争入札
○契約金額 四千五百五十万円
○契約相手 住所 水戸市新原一十七

一二

・氏名 日本道路㈱ 水戸営業所 所長 大根田 伉
○工事の概要

全天候型テニスコート四面の整備及び、ゲートボールコート二面の張芝工を行います。

〔議案第四十四号〕

昭和六十三年年度町づくり特別対策事業麻生町民運動広場環境安全施設整備工事請負契約について

この請負契約を締結するにあたり、町条例の規定により議会の議決を求めたものです。
○契約方法 指名競争入札
○契約金額 五千四百七十二万円
○契約相手 住所 麻生町新宮七四五 氏名 藤崎建設工業㈱

4月1日から

企画観光課

企画財政課

ア) 財政係が、総務課から企画財政課へ
イ) 商工、観光に関することは経済課が担当

環境課

都市施設課

・下記の事務を担当します。
ア) 都市計画に関すること
イ) 下水道に関すること
ウ) 環境衛生に関すること
エ) 公害に関すること

水道課

ア) 上水道に関すること

役場内機構改革の概要

代表取締役 藤崎 勉
○工事概要
駐車場三ヶ所、フェンス・国旗用ポールなどの施設整備と植栽を行います。
〔議案第四十五号〕
麻生町課設置条例の一部を改正する条例
「企画観光課」を「企画財政課」に、「環境課」を「都市施設課」にそれぞれ改めたものです。別表「役場内機構改革の概要」を参照して下さい

〔議案第四十七号〕

い。なお、この条例は四月一日に施行されます。
〔議案第四十六号〕
麻生町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例

町職員の勤務時間を、一週間について四十時間を下らず四十六時間(改正前四十八時間)をこえない範囲としたものです。

麻生町職員の給与に関する
条例の一部を改正する条例
町職員の給与等について、
国家公務員並の改定を行った
ものです。

昭和三十二年 各会計決算額一覽表

	区 分	予 算 現 額	決 算 額	対前年度伸率	執 行 率
一般会計	歳 入	3,504,912千円	3,556,858千円	7.6%	101.5%
	歳 出	3,504,912	3,386,661	8.1	96.6
	繰越金		170,197	△2.6	
特別会計 国保	歳 入	1,226,347	1,216,090	1.3	99.2
	歳 出	1,226,347	1,142,178	△0.2	93.1
	繰越金		73,912	33.8	
特別会計 老人保健	歳 入	853,629	735,043	0.3	86.1
	歳 出	853,629	698,037	△0.5	81.8
	繰越金		37,006	19.4	
特別会計 簡易水道	歳 入	400,156	407,139	△21.6	101.7
	歳 出	400,156	384,865	△22.5	96.2
	繰越金		22,274	0.8	
特別会計 下水道	歳 入	35,520	35,519	△64.6	99.9
	歳 出	35,520	34,155	△65.9	96.2
	繰越金		1,364	363.9	
特別会計 公営企業	歳 入	317	316	3.6	99.7
	歳 出	317	213	△3.2	67.2
	繰越金		103	21.2	

〔議案第四十八号〕

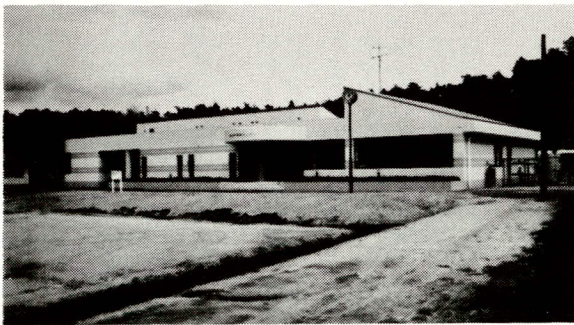
麻生町水道事業の設置等に
関する条例
町の上水道を整備するにあ
たり、麻生町水道事業として

公営企業形態を導入して運営
するため、必要な条例制定を
行つたものです。この条例に
より、水道課が設置されます。
〔条例施行は、四月一日〕

〔議案第四十九号〕

麻生町企業職員の給与の種
類及び基準に関する条例
水道事業を公営企業とした
ため、そこで働く職員の給与
等について定めたものです。

〔議案第五十号〕

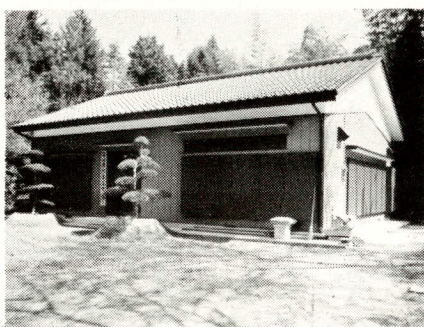


麻生町水道事業給水条例
麻生町水道事業の給水区域
給水料金などを定めたもので
す。

〔議案第五十一号〕

麻生町簡易水道の設置及び
管理に関する条例等を廃止す
る条例
麻生町水道事業の設置に伴
い、現在施行されている簡易
水道関係条例四件を廃止した
ものです。

昭和六十二年度は
保健センター(上)
竜田集落センター(左)
の建設が



〔議案第五十二号〕 議案
第五十七号〕

昭和六十二年の麻生町一
般会計及び各特別会計の決算
認定を求めました。決算額等
につきましては、上記別表を
参照して下さい。

〔議案第五十八号〕

昭和六十三年度麻生町一般
会計補正予算(第三号)
歳入歳出予算に八千六百四
十四万七千円を追加し、歳入
歳出それぞれ三十四億六千九
百十五万五千円としたもので
す。

〔議案第五十九号〕

昭和六十三年度麻生町国民
健康保険特別会計補正予算(第
二号)

歳入歳出予算に一千百六十
三万八千円を追加し、歳入歳
出それぞれ十二億六千八百八
万三千円としたものです。

〔議案第六十号〕

昭和六十三年度麻生町簡易
水道事業特別会計補正予算(第
二号)

歳入歳出予算に五百七十二
万二千円を追加し、歳入歳出
それぞれ一億四千八百八十七
万一千円としたものです。

保健婦だより

(30)

お父さん 子どもと

遊んでいますか

朝から夜まで忙しく働いているお父さん。子どもとのふれあいがどうしても少なかりがちですね。でも、子どもたちはいつもお父さんを見ています。そして、いろんな不満を持っていきます。子どものホッペをのぞいてみましょう。○休みの日には、もつと遊んでほしい。

- 「ヨオ」「元氣か」「勉強しろよ」だけじゃいや。
- 「忙しい」その一言でいつも逃げないで。
- 「昔は……」のお説教が多すぎます。
- 大きな声でどなるから、こわい。
- もつとたくさん話したい。
- たまにはほめてください。



- わけも聞かずに、すぐ怒らないで。
- よその子との比較で、わが子を判断しないで。
- 夜中に酔って帰って子どもを起こさないで。
- 毎回、言うことがちがうのをやめてほしい。
- 休みなのに寝てばかり
- 子どもの前で大げんかをしてないで。
- 人前でオナラをしないで。
- もつときれいにしてほしい。
- なんでもしつこく聞かないで。
- お母さんがさみしがってるよ。

休日にはファミコンで遊んでいる子どもを、青空の下に連れだしてタコあげ。家族そろってクッキング。子どもとじっくりつきあって汚名挽回したいですね。子どもの心の健康はあたたかい家庭でつちかわれます。お父さん、責任重大ですね。

福祉の窓 ⑩

身体障害者手帳の 交付について

身体障害者手帳は、身体に障害のある方に交付されます。実際に障害があっても、この手帳がないと、身体障害者が受けられる左記のような援護を受けられません。手帳の交付対象になると思われる方は下記の要領で手続をして下さい。

○対象となる方

視覚・聴覚・平衡・音言語・そしゃく・肢体(上肢・下肢・体幹)、心臓・じん臓呼吸器又は、ぼうこう、直腸などに永続する一定以上の障害のある方。

○援護の内容

- ① 更生医療の給付
- ② 補装具の給付
- ③ 日常生活用具の給付・貸与
- ④ 税金の控除及び減免

※ 詳しくは、福祉年金課まで。

障害を持つ方

- 申請
- ・指定診断書
- ・印かん
- ・写真二枚

役場福祉年金課

- 進達
- ・申請カード作成
- ・福祉カード作成

県福祉事務所

- 協議
- 診断書内容検討
- ・等級の決定
- ・手帳作成

役場福祉年金課

- 交付
- ・手帳交付者名簿記入
- ・(備)手帳依頼(一〜二級)

民生委員

- ← 福祉カード作成

障害を持つ方

「国の進学ローンのご案内」

今年4月に進学されるお子様をお持ちの方におすすめします。

- ◆利用できる方 高校、高等専門学校、短大、大学、大学院、専修学校に進学される方の父母。
- ◆融資額 1進学者あたり100万円以内
- ◆返済期間 5年以内（交通遺児家庭および母子家庭の方は6年以内）
- ◆利率 年5.7%
- ◆返済方法 毎月元利均等返済（ボーナス払い併用可能）
- ◆問い合わせ
土浦市中央1-1-26日本生命土浦ビル3F
電話 0298-22-4141
国民金融公庫土浦支店

ガス溶接作業に 携わる皆さんに

～昭和63年度「ガス溶接技能講習」の
お知らせ～

- ◆日時 2月21日(火)～23日(木)の3日間
午前8時40分～午後5時まで
- ◆場所 茨城県立鹿島産業技術専門学院
- ◆内容 労働安全衛生法に基づく「ガス溶接技術講習」で、これを受講するとガス溶接技能講習修了証が交付されます。
- ◆定員 30名（先着順）
- ◆受講料 2,500円（受講申請書とともに締切日までに納付して下さい。）
- ◆締切 2月15日(水)
- ◆問い合わせ
茨城県立鹿島産業技術専門学院
電話 69-1170 鹿島郡大野村林572-1

麻生ライオンズクラブにばら賞

ばら賞ほう賞式典が12月1日開かれ、麻生ライオンズクラブ（代表茂木勝夫さん）にばら賞がおくられました。ばら賞は茨城県が推進している「豊かな地域づくり」のため地域で活躍している団体などにおくられるもので麻生ライオンズクラブは、日頃の献血事業への奉仕が認められ、今回の受賞となったものです。

昭和55年から町と共催で始められた献血事業は、献血者が延べ5千人を超えており、今後も継続した活動が期待されています。

国保からのお知らせ

上半期の医療費は

三億九千八百万円

昭和六十三年度上半期（四月～九月）の医療費（療養給付費・療養費・高額療養費）について集計が終わりましてのでお知らせします。

医療費の給付総額は三億九千八百八千円になりました。前年度に比較しますと七百八十二万九千円の増（一・〇％）となっています。この内容を分析してみますと、療養給付費が三億五千九百九十八万二千

千円で三・三％の増、療養費が百九十一万一千円で二十七・五％の減、高額療養費が三千六百一十一万六千円で七・四％の減となっています。

さらに老人保健拠出金が一億四千八百二十四万三千円、助産費などその他の給付費が七百四十三万一千円となり、医療費とこれらを合計しますと五億五千三百六十八万二千円になります。上半期におけ

る被保険者数の平均は一万一千八十九人ですので、一人あたり四万九千九百三十一円の医療費関係支出がされたこととなります。

昭和六十三年度は、上半期の医療費が安定している状況にあるといえますが、例年医療費は下半期に伸びる傾向にあります。

複雑な疾病構造、高度先進医療技術の発達などを要因として、医療費は年々・高騰することが予想されます。今後とも、医療費の動向に注目し病気の早期発見・早期治療に心掛けていただくようお願いいたします。

国民年金だより

障害年金や母子年金などの 支払いが 年六回に

国民年金はその種類により年間の支払い回数が異なります。昭和六十三年二月以降は老齢年金が年六回の支払いに変わっていますが、今年二月からは旧法の障害年金・母子年金・準母子年金・遺児年金・寡婦年金も年六回の支払いに変わります。

これまでの旧法障害年金や母子年金は、三月・六月・九月・十二月の年四回支払いでしたが、今年から二月・四月・六月・八月・十月・十二月の年六回払いとなり、一回に受ける金額も少なくなりますので間違いのないようお願いいたします。

国民年金について、疑問な点がありましたら、お気軽に福祉年金課年金係にお尋ね下さい。

県政モニター募集のお知らせ

県政に県民の皆さんの建設的な御意見を反映させるため、「県政モニター」が募集されます。

1. 募集人員 32人
2. 応募資格 県内に居住する20歳以上の。ただし、常勤の公務員や、国、県などの委嘱した他のモニターとなられている方は除かれます。
3. 任期 1年間（平成元年度）
4. 申込み締切日 2月28日（火）（消印有効）
5. 応募方法 「県政モニター申込書」に所定の事項を記入のうえ、茨城県知事公室広報課（〒310 水戸市三の丸1-5-38）までお申込み下さい。

なお、「県政モニター申込書」は、麻生町役場総務課、鹿行地方総合事務所、または県庁広報課でお受け取り下さい。

6. モニターの仕事
 - ① 県の行政に対する意見や要望を随時に提出する。
 - ② モニター会議に出席し、意見を述べる。
 - ③ 県から送られる文書に、意見などを記入し回答する。
7. 選考結果 3月末日までに決定され直接本人に通知されます。
8. その他 応募についての詳しいことは、鹿行地方総合事務所総務課（電話0291-3-4111）か茨城県知事公室広報課（電話0292-24-9416）までお尋ね下さい。

俳句 麻生の文芸

朝刊のばさと投げらる空つ風
北風や吹くだけ吹けと身をつぼめ
冬至粥吹けば笑くぼの生れけり

短歌

温和なる若き看護婦血管に
注射する瞳するどく変る
来春は高校入試の孫の部屋
こよいもおそく明りもれいる
投稿の友等の歌を病舎にて
はるかに偲びなつかしく思う

俳諧

年はとつても初髪サング
赤い玉ざし薄化粧
今はなつかし思い出こもる
母が手織のこの着物
初日拝んで心も軽く
今年のプランにかける夢

鴨下 政隆	山口 北星	小沼あやめ	大崎 静	茂木 米	茂木 はつ	広岡 紫月	金田 みつ	金田 幸恵
-------	-------	-------	------	------	-------	-------	-------	-------

戸籍の窓口

おめでとーございます

おくやみ申し上げます

赤ちゃん	優花	三好	住所	死亡者	世帯主	住所
平山 智行	敏之	好生	高寺 甕	吉田 ヤソ	久仁男	麻生
磯山 和希	敬之	麻生	箕輪 与助	鬼澤 フミ	健次	麻生
永峰 梨奈	敏弘	下河辺 四郎	高村 志ま	小沢 つや	城 昇	根小屋
永尾 千明	浩一	境橋 金二	高野 嘉	折笠 百合香	新喜	宇崎
荒野 竜央	善矢	高野 嘉	人見 はつ	磯山 かね	武治	四鹿
高野 彩	国新	大嶋 俊	大嶋 洋平	徳宿 未来	谷古宇 一樹	大里 貴洋

川尻 ちあき	則之	小南	川尻 ちあき	則之	小南
畑木 龍太郎	彦幸	井高	畑木 龍太郎	彦幸	井高
浜田 友彦	正彦	井高	浜田 友彦	正彦	井高

まちの人口

（1月1日現在）

	前月比
総人口 18,005人	-26人
男 8,907人	-8人
女 9,098人	-18人
世帯数 4,151世帯	-3世帯

職員の異動

◎新採（二月一日付）
白帆荘応接員

道路工事

堀井 伊藤 健司
好美 位江

1月の納税

町県民税（4期）

国民年金（10期）

町税だより

住民税の申告について

申告期限は**3月15日**

◆申告をする必要のある人

市町村内に住所を有する人は、原則として、毎年3月15日までに申告書を賦課期日（1月1日）現在の住所所在地の市町村に提出していただくことになっています。

◆申告をする必要がない人

住民税の申告義務を有する人は、原則として市町村内に住所を有する人全員ですが、本人の申告をまたずに課税資料を他から得られる人及び課税資料の提出の必要がない人として、次に掲げる人は申告義務が免除されます。

- ① 前年中の所得が給与所得のみである人
- ② 前年中の所得がなかった人
- ③ 確定申告書を提出した人

◆事業主は給与支払報告書の提出

毎年1月1日現在において給与の支払いをする者で、所得税の源泉徴収をする義務のあるものは、1月末日までに給与支払報告書を、給与の支払を受けている人の1月1日現在の住所所在の市町村長に提出しなければなりません。



潮来税務署管内で、中学生を対象に毎年行なわれる、税金に関する標語で、麻生町では次の2点が、潮来税務署長賞として入選されました。

完納で 地域社会に 潤いを

麻生中 坂本きよみ

税金を みんなでおさめて にこにこ家族

(ファミリー)

麻生一中 内田 美帆



税金についての相談はお気軽に

|||| 知っておきたい ||||

—— 昭和63年度税制改革のポイント ——

① 公的年金等の課税方法の改正

過去の勤務に基づき使用者であった者から支給される年金、恩給、国民年金などはこれまで給与所得として課税されていましたが、昭和63年分からはその収入金額から公的年金等控除額を控除した残額が雑所得として課税されることになりました。



② 家内労働者等の所得計算の特例制度の創設

家内労働法に規定する家内労働者、外交員、集金人、電力量計の検針人等で事業所得又は雑所得のある人はこれらの所得に係る必要経費の合計額について57万円の最低保障を認める家内労働者等の昭和63年分の事業所得等の所得計算の特例が創設されました。

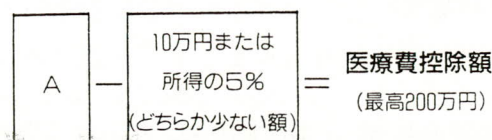
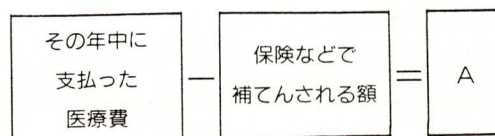


③ 総合課税の税率の改正

所得税の税率が12段階（10.5%～60%）から6段階（10%～60%）に簡素化され、住民税については7段階（3%～12%）のまま変わりませんが課税所得の段階内が拡大されました。

④ 医療費控除の定額基準額の引上げ

医療費控除について、いわゆる足切り限度額のうち定額基準額が5万円から10万円に引き上げられました。



(注)医療費控除は所得控除ですので、軽減される税額は
その人の所得の大きさにより異なります。

⑤ 露地販売野菜の収入金課税方式の採用

農業所得については従来より一般的には面積による「農業所得標準方式」で所得を計算しておりました。また、これまでは「施設園芸作物」「花き類」「きのこ類」「やまいも」「加工トマト」「はす」「なし」「芝」「ぶどう」「みつば」「養蚕」「せり」については収支計算又は収入金額によって所得の計算をしておりましたが、昭和63年分から「露地販売野菜」についても経営の実態が反映される収支計算又は収入金額を基にして所得を計算することになりました。

サラリーマンの還付申告

問 私の家族が入院をして医療費を支払いましたが、会社の年末調整で控除されませんでした。この場合どうしたらよいのでしょうか。

答 年末調整では雑損控除、医療費控除、寄付金控除、住宅取得控除（初年度）などの控除はしないので所得税を算出しますのでこれらの控除を受けることができる人は、還付を受けるための申告書を提出して下さい。

——口メモ——

還付を受けるための申告は1月1日以降であれば提出することができますので早めに申告した方がよいでしょう。

給与所得のある方は、源泉徴収票の原本が必要です。

収入金課税

問 私は畑作に「甘藷」を作って出荷していますが、税務署より「昭和63年分農業経営等報告書」という用紙が送付されてきました。記入して提出しなければならぬのでしょうか。

答 従来、露地栽培していた野菜畑等については耕作面積を基に所得を計算しておりましたが、気象条件や立地条件、生産及び出荷時期、栽培技術や病害虫などの違いにより各個人によって相当な格差が生ずる場合が多いため、昭和63年分の所得からは販売する野菜等については収入金額を基にして計算する「収入金課税方式」に変わりました。

あなたの場合も露地販売野菜を出荷しておりますので用紙に必要事項を記入して提出していただく事になります。

なお、露地販売野菜のない方でも農業経営をしている方、農地を所有し貸付している方は「昭和63年分農業経営等報告書」を提出していただきます。

——口メモ——

「昭和63年分農業経営等報告書」の用紙は役場に用意してあります。該当者で用紙がまだ送付されていない方はご連絡下さい。

不動産貸付

問 私の家では農地を少し所有しており両親が耕作していましたが働けなくなり、私達夫婦も会社勤めをしているので昨年より全部他人に貸付をして貸付料を受け取りましたが申告はどうしたらいいのでしょうか。

答 貸付料は不動産所得となりますので申告が必要です。

なお、給与所得と合わせて申告をする方は源泉徴収票を忘れずに持参して下さい。

——口メモ——

「昭和63年分農業経営等報告書」に貸付先を記入して提出が必要になります。

給与所得と農業所得の 合算申告

問 私は会社勤めをしています、昨年親から農業経営の移譲を受けています。会社で年末調整はすんでいますが、農業所得の申告はどうしたらいいのでしょうか。

答 一般的にはサラリーマンは年末調整によって所得税の納税が完了するので改めて確定申告をする必要はありません。

しかし給与所得の他に20万円を超える所得がある場合には合算して確定申告をしなければなりません。給与以外の所得が20万円以下である場合には住民税の申告が必要になります。

——口メモ——

給与所得のある方は源泉徴収票が必要です。



質問にお答えします

平成元年度 町県民税申告受付日程表

指 定 日	地 区 及 対 象	場 所
2月13日(月)	矢幡	太田公民館
2月14日(火)	石神・根小屋	〃
2月15日(水)	蔵川・岡・杉平	大和公民館
2月16日(木)	白浜・宇崎	〃
2月17日(金)	四鹿・板峰	〃
2月18日(土)	青沼・小牧・籠田	〃
2月20日(月)	新宮・天掛	〃
2月21日(火)	所 得 税 対 象	麻生町公民館
2月22日(水)	〃	〃
2月23日(木)	〃	〃
2月25日(土)	〃	〃
2月27日(月)	富田	〃
2月28日(火)	粗毛・玄通・蒲縄	〃
3月3日(金)	下淵・古宿・新田	〃
3月4日(土)	宿・田町・新原	〃
3月6日(月)	島並・南	小高公民館
3月7日(火)	橋門・小高・元方	〃
3月8日(水)	井貝・繕沢・谷	〃
3月9日(木)	於下・行方・藤井久保	行方公民館
3月10日(金)	今宿・船子・五町田	〃
3月11日(土)	指 大和・小高地区	麻生町公民館
3月13日(月)	定 麻生・太田・行方地区	〃
3月14日(火)	日 全 地 区	〃
3月15日(水)	外 〃	〃

申告の際 持参していただくもの

- ① 平成元年度町県民税申告書
 - ② 昭和63年分所得税の確定申告書（対象者）
 - ③ 印鑑
 - ④ 保険証
 - ⑤ 営業及びその他の事業に関する帳簿と資料等
 - ⑥ 農業所得に関する資料等
 - (イ) 自作、小作、貸付、休耕地など耕作に関する資料
 - (ロ) 収支内訳書（収支申告を選択している方）
 - (ハ) 昭和63年分農業経営等報告書（未提出の方）
 - (ニ) 標準外経費の支出を証する領収書
 - ⑦ 生命保険料支払領収書
 - ⑧ 医療費支払領収書
 - ⑨ 昭和63年分給与所得の源泉徴収票及び公的年金等の源泉徴収票
- ※ 役場に給与支払報告書が届いている事業所もありますが、源泉徴収票は申告書に添付する必要がありますから必ず持参して下さい。

もう一步、努力して、
特典のある
青色申告を…。



注 意

潮来税務署は、第2、第4土曜日
閉庁となり、納税相談も行われませんの
でご注意下さい。